

令和5年 第5回山ノ内町農業委員会総会議事録

1. 総会の種類	定例					
2. 開催の告示期日	令和5年5月9日					
3. 開催通知の期日	令和5年5月9日					
4. 招集期日	令和5年5月30日					
5. 招集場所	町文化センター3階ホール					
6. 招集者	山ノ内町農業委員会会長 山本善孝					
7. 開催時刻	午後 4時00分					
8. 議長氏名	山本善孝					
9. 委員出欠席	議席	氏名		議席	氏名	
	1	湯本幸作	出	10	藤浦忠広	出
	2	湯本久万	出	12	下田和浩	出
	3	小古井英雄	出	13	小池俊治	出
	4	下田健志	出	14	齊藤蝶次郎	出
	5	山口 剛	出	15	佐藤次雄	出
	6	望月美知子	出	16	白鳥金次	出
	7	福井敏彦	出	17	湯本貴文	出
	8	渡辺輝子	出	18	上原 仁	出
	9	湯本 浩	出	19	山本善孝	出
10. 事務局出欠席	事務局長		宮崎弘之			出
	係 長		青木重喜			出
	書 記		山岸孝子			出
	書 記		小林万里奈			出
	書 記		石川政志			出

11. 報告事項

- 議案第11号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 議案第12号 農地法第18条第6項の規定による通知について

12. 提出議案

- 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について
 議案第16号 農用地利用集積計画の承認について

13. その他

令和5年度新規就農者調査について
農地パトロールのタブレット講習について
国県補助金の考え方について
当面の日程について

<開会>

会長代理 それでは、定刻より少々早めですが、皆様ご苦労さまです。

それでは、これより令和5年第5回山ノ内町農業委員会定例総会を始めます。よろしくお願ひいたします。

今月の定例総会は、最初に農業委員の任命権者であり、今年の3月に山ノ内町町長に就任された平澤岳様の挨拶をお願いしたいと思ひますので、町長、よろしくお願ひいたします。

町長 皆様こんにちは。3か月前に町長になったばかりの平澤でございます。

私のほうはまだちょっと3か月前になったばかりで、議会もあり、またあさってから議会も始まりますけれども、絶賛いろいろ勉強中ということでやっておりますが、これからやっぱり山ノ内町を、選挙のときにも話していましたように、若い世代、若い人たちが帰ってきたくなるようなまちづくりをしていくということで、先月、役場内での会議でも、高齢化率が非常に進んでいて、山ノ内町は。長野県の平均よりもかなり上を行っているということで、似たようなスキー場がある町で例えば比べてしまうと、白馬村なんかはかなり順位を上げてるといふか下げてるといふか、高齢化率が低いといふところで、やっぱり移住者が増えて新しい人が入ってきているような町は高齢化率も下がってきているといふことですので、山ノ内町やはり出ていくほうが一方的に多いといふことが顕著にずっと続いていまして、実際、私の町長選のときから町議選の2か月間でも75人減っているといふ数字が選管のほうからも出ましたので、それで計算してしまうと、2か月で75人減ってしまうと1年で大分減ってしまうので、そういうものを含めて町としてしっかりと取り組みながら人口を増やすといふ努力をしていきたいと思ひますし、この町の産業はやはり観光と農業といふ2つの大きな山を持っていますので、そこにしっかりと力を入れながら、やはり人が住みたくなる町といふのはやっぱり生きていける町と稼げる町といふことでもあると思ひますので、観光の面でも農業の面でもしっかりと町民の方が稼げるプラットフォームを町のほうでも用意していきたいと思ひます。私のほうはちょっと農業に関しては素人ですので、皆様プロの方々の意見も聞きながらしっかりとそれを町政にも反映させていきたいと思ひますし、これからの多分若い世代をどうやってまた農業をやりやすい場所をつくっていくかとか、やり方をつくっていくかみたいなことは皆さんも多分テーマにもなっていていらっしゃると思ひますけれども、そういう中で町もしっかりと行政として協力させていただきながら一緒に町を活気のある町にしていければいいと思ひますので、今後ともぜひよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

会長代理 ありがとうございます。

ここで平澤町長は次の公務のためご退出されます。お忙しいところ誠にありがとうございました。

それでは、続きまして、招集者の山本会長より挨拶をお願いいたします。

<招集者挨拶>

議長 皆さん、こんにちは。5月もそろそろ終わるわけですがけれども、外の陽気ですけれども、大分日も長くなってきまして、朝早くから夕方遅くまで皆さん農作業でお疲れのところ、大変ご苦労さまです。

5月の半ば頃までですか、町の広報のほうで毎日、毎日霜注意報というお知らせが流れているわけですがけれども、霜のことに关しては皆さんも大分病んだと思いますけれども、これからまた頑張って農作業をしていただきたいと、そう願っております。よろしくお願ひいたします。

それと、5月24日ですか、農林課のほうで農作業入門講座ということで、役場周辺のリンゴ畑で5名の参加者があったそうで、2時間ぐらひかけて摘果作業をされて習得されたとは思いますが、また秋の作業が予定されているようですので、大勢の参加があればいいなと、そう願っております。

今日はお忙しい中、大変ご苦労さまです。よろしくお願ひいたします。

会長代理 山本会長、ありがとうございました。
それでは、これからの進行を山本会長にお願ひいたします。

<議事>

議長 それでは、6番、議事のほうに入りたいと思います。

(1) 報告第11号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願ひいたします。

事務局 1ページをお願いします。報告第11号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月は6件でした。

1件目、農地所有者、〇〇〇の〇〇〇〇、相続者、〇〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇-〇他2筆、現況地目畑、現況面積5, 158平米、あっせんの希望はございません。

2件目、農地所有者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、相続者、〇〇〇〇、対象農地、大字平穏字〇〇〇〇〇〇〇〇〇-〇他8筆、現況地目畑、現況面積7, 342平米、あっせんの希望は一部ございまして、位置図を15ページにご用意いたしました。ご覧ください。あっせん希望農地ですが、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇-〇と、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇の2筆になります。

1ページ目に戻ってください。続きまして、3件目です。農地所有者は裏落合の〇〇〇〇、相続者、〇〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇他9筆、現況地目畑、現況面積1万7, 193平米、あっせんの希望はございません。

4件目、3件目と同じく所有者は〇〇〇の〇〇〇〇、相続者、〇〇〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、現況地目畑、現況面積875平米、あっせんの希望はございません。

5件目、農地所有者は〇〇〇の〇〇〇〇、相続者、〇〇〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇-〇他8筆、現況地目畑、現況面積8, 181平米、あっせんの希望はございません。

6件目、農地所有者、〇〇の〇〇〇〇〇、相続者、〇〇〇〇、対象農地、大字佐野字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇-〇他3筆、現況地目畑、現況面積3, 823平米、あっせんの希望はございません。

以上、報告します。

議長 ありがとうございました。ただいま報告事項ですがけれども、何かご質問あったら挙

します。

福井委員 ○○○○さんは、仕事の関係でこちらに来られ、ここの自然が気に入り、移住を決意いたしました。○○さんより宅地と農地を取得いたしまして、この間副委員長に聞きましたけれども、何年か耕作をしておらず、大変荒れていたんですけれども、ちょっと手をかけないと駄目だなという感じですがけれども、本人も仕事をしており、やる気もあるようなので問題ないと思います。お願いします。

議 長 ありがとうございます。ただいまの案件について、質問のある方は挙手願います。

望月委員 すみません。今の申請地なんですけれども、うちの畑の川を挟んだ向かい側なんです。ちょっと少し心配なところがありましてお聞きしたいんですけれども、外国籍の方に農地を貸すのはどうかなというのと、ビザの期間があると思うので、買った後の耕作をさせたりして農業がやっていけるのかという問題があると思うんですけれども、その点はどうなんでしょうか。

事務局 農地法上では外国籍の方の農地の購入は問題特にありません。農業委員会で許可があれば購入することができます。しかしながら、ご意見のとおり在留期間がありますので、国内の方と比較して確実に日本にい続けられる保証は特にありません。

議 長 よろしいでしょうか。

齊藤委員 外国の方で、それなりのことを聞かなければならないんですけども、例えば在留期間が大体どのくらいなの。

事務局 こちらの○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○さんは、在留資格が経営管理ということで、在留期間は1年間ということになっております。毎年申請して滞在時間を延長することができます。しかし、ビザの許可要件に満たなくなってしまう場合、不許可になることも考えられます。なので、確実に延長できるとは限らないですね。

齊藤委員 もう一つ聞きたいんですけども、今在留期間1年ということなんだけれども、日本へ来てどのくらいになるんですか。

福井委員 30年になります。

齊藤委員 30年も来ていられるの。じゃ、毎年行ったり来たりしているというか。

福井委員 茅野のほうに何か住んでいるみたいで、毎年ビザの更新をしています。

齊藤委員 30年であれば大丈夫かな。だけれどもというか、これもし売ったとして、30年いればかなりもう日本人だと思うけれども、もしも買って急に帰ることもあると思う。本国ってどこ。

福井委員 ○○○○○○○○です。

齊藤委員 購入をしても帰っちゃえば、そうなった場合、荒らされるというか、誰も管理をする人がいなくなると思う。

そこまで住宅、宅地も買ってこっちで家を建てて住もうという意思があるのでどうするんですね。

藤浦委員 家族はいますか。

福井委員 家族はいません。

藤浦委員 永住資格は取得できないの。

福井委員 永住みたいなのは厳しいらしいから、1年ごとにビザを更新するということだね。

齊藤委員 ほかの事例とか、そういういろいろ聞いているから、こういう人に売っていいのかとか、それちょっと疑問なところがあるけれども、30年住んでいられればいいのか。

福井委員 農業経験はあるらしい。やる気もあるというようなことだし。

佐藤委員 在留期間は必ず1年ごとですか。

事務局 経営管理という在留資格も5年、3年、1年、あと数か月というランクが分かれていて、結局日本に来て管理している企業がランクづけしてあって、しっかりした企業なのか、それともそうじゃないのかというので在留期間等も変わってきます。今回の方の企業のランクにより1年更新ということになります。

佐藤委員 申請された方は在留期間の1年を30年繰り返しているということですね。

事務局 そうということです。

小池委員 幾つになられるの。

福井委員 50歳ぐらい。

小池委員 本当に。じゃ、日本のほうが長いということなんですね。

佐藤委員 こっちのほうにいられるのも。

福井委員 そうそう、〇〇〇の〇〇〇〇にいます。

望月委員 たしか今年の3月に農地の取得の下限面積が撤廃されるということを聞いて、農地部会で一応話し合いましたけれども、農業を新たに始める方がいきなり農地を買うということよりも、まず数年借りてみて今後も農業ができると判断できれば、売買の申請をしていただくというのはどうでしょうか。

小池委員 実績つくってみてね。

望月委員 そうなんですね。とても何かすごく荒れていて、1年や2年で起こして畑にして、

またあれしてというのはちょっと無理じゃないかなというふうにも見えるんですね、自分の畑の前なので。そういうふうに見えるので、数年借りてみて、本当に今後も日本に残って農業できるということが判断できたら購入していただくという方法もありなのかなという。なので、今月は許可を出さずに、来月、賃貸借というふうに申請していただいて、要は日本に滞在するということが分かったら購入していただくというのはどうかなと思うんですけども。

佐藤委員 実績もないのに購入すること自体がちょっと、農業とは違う目的で使用されたという例もあるので。

望月委員 そうなんです。だから、あそこをちょっと起こして、すごい木も根っこを取ったり、うちもそうなんですけれども、すごい広いんです。

小池委員 重機を入れて開拓するよりも借りて農業をやるような体制づくりやってやればいいんじゃないの。

佐藤委員 農業をやりたいということだから、農業をやるようにしてやりたい。

議 長 ちょっと難しい問題ですので、もう少し質問等いろいろ出していただいて、結果出したいと思います。

事務局 ○○○さんから頂いている営農計画書には、お持ちの農業機械装備の状況で、軽トラック、草刈り機は所有しております。耕運機、トラクターは順次購入しますということです。

齊藤委員 今の話で、○○○の○○○○に住んでいるやつなのかい。今の聞けば、そのあたりでもそのままただ起こせば使えるようなところも幾らでもやる場所あるで、そういうところでちょっとやってみてもらって、売買もいいと思うけれども。

福井委員 最初、こっちに住みたいということで物件探していたら○○さんの宅地があって、それに農地つけて売りたいということです。

佐藤委員 住宅とセットでということだ。

福井委員 そういうことです。

齊藤委員 ほかのところで買いたいじゃなくて、まず住むところも確保しながら、近くで畑があればなということですね。

佐藤委員 そうなると、ほかというわけにはいかないですよ。

藤浦委員 本当のことを言って、その○○さんのところには宅地もあって、そこに畑もついているから、そこを買って、家を造って、そこで家を造りながら農業をやりたいという趣旨なんですか。

福井委員 やりたいというよりも、畑をもらったからやろうという感じなのね。

藤浦委員 別に外国の方だからといって農地の取得に制限はありますか。

事務局 外国の方でも住宅とセットで農地を取得するというケースは今まであったんですけども、今ちょっと確認したところ、購入して住宅を造る予定のところと農地がちょっと離れているんですね。なので、ちょっとこれは住宅と農地セットというふうには言い難いところかなとは思いますが。

藤浦委員 住宅と農地のセットの取得には定義はありますか。

事務局 住宅と農地のセットは、はっきりとした定義はないんですけども、おおむね500メートル以内というふうに言われております。今回の件は距離で測ったら1キロ以上離れているかなと。だから、ちょっとそのおおむね500メートル以内というのは入らないかなというところですよ。

佐藤委員 今、30年いられたからということで、それだけいられればいいやというんだけど、じゃ20年だったらどうなの、15年だったらどうなの、10年だったらどうなのというところの線が引けないし、じゃニュージーランドならどうなの、中国ならどうなのという滞在期間や母国の問題ではないと思う。

小古井委員 違う国の人だったらどうなのというふうになっていて、物差しがないもので、1つ前例をつくってしまうと、これから先、あっちがよくてどうしてうちは駄目なのというふうになったときに言い訳が立たないような気がしますし、やはり同じ農地をやるにしても、日本の畑ってすごいきれいなんですけども、外国の人から見ると1メートルぐらいの草でもまだ全然草が短いからという物差しが違うんですね。そうしたときに、もうちょっと草刈ってよと言っても全然草なんかないじゃんとかと言われたときに、自分の農地だったら何も言えなくなっちゃうじゃないですか。やはり、先ほどから何人かおっしゃっているように、やはり実績をつくってみた中で、あの人ならいけそうだというふうな判断でいったほうがいいんじゃないかなと思うんですけども。

小池委員 まずは借りてみて、それでも野菜は作れるわけだし、できるかどうかはそこで判断すればいいよね。

佐藤委員 うちの近くにもベトナムの子がいるんですけども、とにかくみっともないから草を刈れ、草を刈れと言うんだけど、彼女たちからすれば草長くないと言うんですね。だけれども、こっちからしてみると、野菜を作っている畑を見て、日本の畑、そんな草ぼうぼうの畑どこにあるとかというぐらい怒ってハッパをかけているんですけども、やっぱり物差しが違うなというふうな感じは受けますね。

小池委員 借りて、実績つくっていただいても遅くはないんじゃないですか。それで、皆さんの農業委員の中で認められれば、2年、3年たつてこの人なら大丈夫だとなったときに買ってもらうようにすればいいだけで。はい、来ました、はい、じゃ買ってください、畑やってくださいって、あと知らないって言われても困るし、まずは試しに耕作してその状況を確認するだけでも。ましてや隣は望月さんで監視がいられることだし。

佐藤委員 今、現状この田んぼですが、原野と書いてある。現状は、荒れているから原野になっているということだね。

事務局 現況なんですけれども、ちょっとトラクターで起こせば耕作できるところと、細いような木が生えているといったところが入り交ざっているという状況で、多分誰が見ても今は農地とは言えない状況かなとは思っています。

佐藤委員 これを宅地にもし申請があれば、許可になる対象なんですか。

事務局 農地転用できるかどうかという場所が、結論から言うとできない場所なんです。周辺が一团の農地の中にありますので。

議 長 各委員さん、ちょっと頭のほうで整理していただきまして、一応採決に入りたいと思いますので、よろしくお願いします。

14号議案の1番の案件について、賛成される方は挙手願います（賛成者挙手）
賛成者が1人ということで、ちょっと問題があるということで、再度見直してまた事務局と農業委員さんのほうで案をつくって、次回また提出するようにお願いいたします。

次に進みたいと思います。（4）議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料4ページをお願いします。議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地転用の案件ですが、今月1件ございます。

所在地ですが、大字佐野字〇〇〇〇〇-〇、地目は台帳、現況ともに畑、面積は724平米、農地区分は1種農地に該当しまして、申請事由として、個人用住宅の建設ということでございます。申請人ですが、渡人は〇〇の〇〇〇〇、受人が〇〇〇〇在住の〇〇〇〇、契約内容は売買で、町内に移住し、住宅を建築するためということでございます。

位置図ですが、資料18ページをお願いします。場所なんですけれども、〇〇〇〇〇から北西に向かって120メートルの距離に位置します。

そのほかの資料として、公図を19ページ、登記簿謄本の写しを20ページから22ページ、住宅の図面ですが、23ページから26ページにつけてございます。

事務局からは以上です。

議 長 ありがとうございます。以上の案件について、補足説明をお願いいたします。湯本幸作委員、お願いします。

湯本幸作委員 〇〇〇〇さんなんですけど、現在〇〇〇〇に住んでいるそうです。それで、山ノ内町に移住するため宅地を探していたんですが、なかなか見つからない中、〇〇〇〇さんのところが宅地に転用できるということで購入されたそうです。また、家庭菜園や趣味のアトリエ等も計画をしており、広い敷地を希望していたところ、当農地を選ばれました。農地は集落と接続しており、周辺の農地への影響はなく、転用しても問題ないと思われまますので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。この案件について、質問のある方は挙手願います。（なし）

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。（全員挙手）

ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

(5) 議案第16号 農用地利用集積計画の承認について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料8ページをお願いします。議案第16号 農用地利用集積計画の承認につきまして、今月新規設定が10件、再設定が10件の計20件です。

まず、1件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目は田で、面積が1,696平米です。利用権の種類は賃借権で、1年の設定でプラムの作付を予定しています。賃料は10アールあたり22,000円の新規設定となります。

2件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目は田で、面積が2,041平米です。利用権の種類は賃借権で、5年の設定で水稻の作付を予定しています。賃料は全体で7,000円の新規設定となります。

3件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目は田で、面積が976平米です。利用権の種類は賃借権で、5年の設定で水稻の作付を予定しています。賃料は全体で4,000円の新規設定となります。

4件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目は田で、面積が1,999平米です。利用権の種類は賃借権で、5年の設定で水稻の作付を予定しています。賃料は全体で10,000円の新規設定となります。

5件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇-〇、字〇〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目は畑と田で、合計面積が2,908平米です。利用権の種類は賃借権で、5年の設定で麦の作付を予定しています。賃料は全体で10,000円と6,000円の新規設定となります。

6件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目は田で、面積が1,608平米です。利用権の種類は賃借権で、5年の設定でブルーベリーの作付を予定しています。賃料は10アールあたり7,000円の再設定となります。

7件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目は田で、面積が984平米です。利用権の種類は賃借権で、6年の設定で水稻の作付を予定しています。賃料は全体で10,000円の再設定となります。

8件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇、現況地目は畑で、面積が1,940平米です。利用権の種類は賃借権で、10年の設定でぶどうの作付を予定しています。賃料は10アールあたり9,900円の再設定となります。

9件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字戸狩字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇-〇、現況地目は畑で、合計面積が1,867平米です。利用権の種類は使用貸借で、10年の設定で、ももの作付を予定しています。賃料は無償の新規設定となります。

10件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目は畑で、面積が2,069平米です。利用権の種類は賃借権で、10年の設定でりんごの作付を予定しています。賃料は10アールあたり30,000円の新規設定となります。

11 件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目は畑で、面積が 1,361 平米です。利用権の種類は賃借権で、10 年の設定でりんごの作付を予定しています。賃料は 10 アールあたり 15,000 円の新規設定となります。

12 件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目は田で、面積が 1,321 平米です。利用権の種類は使用貸借で、5 年の設定で、花卉の作付を予定しています。賃料は無償の再設定となります。

13 件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字戸狩字〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、現況地目は畑で、合計面積が 1,229 平米です。利用権の種類は賃借権で、10 年の設定で養蜂を予定しています。料は全体で 20,000 円の新規設定となります。

14 件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字寒沢字〇〇〇〇〇〇〇、字〇〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目は畑で、合計面積が 2,686 平米です。利用権の種類は賃借権で、10 年の設定でりんごの作付を予定しています。賃料は全体で 12,000 円と 14,000 円の新規設定となります。

15 件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目は畑で、面積が 1,551 平米です。利用権の種類は賃借権で、5 年の設定でそばの作付を予定しています。賃料は全体で 2,000 円の再設定となります。

16 件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目は畑で、面積が 1,321 平米です。利用権の種類は賃借権で、5 年の設定で、そばの作付を予定しています。賃料は全体で 2,000 円の再設定となります。

17 件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇〇-〇、〇〇〇〇〇、現況地目は田で、合計面積が 1,618 平米です。利用権の種類は賃借権で、10 年の設定で、水稲の作付を予定しています。賃料は 10 アールあたり 4,000 円の再設定となります。

18 件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇〇-〇、〇〇〇〇〇-〇、〇〇〇〇〇-〇、現況地目は田で、合計面積が 2,591 平米です。利用権の種類は賃借権で、3 年の設定で、そばの作付を予定しています。賃料は 10 アールあたり 1,000 円の再設定となります。

19 件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目は田で、面積が 2,037 平米です。利用権の種類は賃借権で、3 年の設定で野菜の作付を予定しています。賃料は 10 アールあたりで 5,000 円の再設定となります。

20 件目ですが、設定を受ける者が〇の〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目は畑で、面積が 2,337 平米のうち 1,200 平米です。利用権の種類は賃借権で、5 年の設定で、ももの作付を予定しています。賃料は全体で 10,000 円の再設定となります。

以上、20 件につきまして承認をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それじゃ、利用権設定、農地所有権についての 1 番の案件について、湯本貴文委員、補足説明をお願いいたします。

湯本貴文委員 ○○○さんなのですが、高齢ということで畑ができないということで、プラムの畑あるんですが、以前は○○さんじゃなくて違う方が借りていてプラムを栽培していらしたんですが、その借りていらした方もだんだん手が回らなくなってきたということで、誰かほかにいないかということを探したところ、○○さんが手を挙げてくれて、今回新規でやるということです。○○さんも認定農業者でもありますので問題ないかと思しますので、よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。この案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
2番、3番、4番、5番と補足説明をお願いいたします。齊藤委員、お願いいたします。

齊藤委員 まとめてでいいですか。

議 長 まとめてをお願いします。

齊藤委員 ○○さんが麦をつくるということで土地を耕していらっしゃいまして、ちょうど横倉と、裏の横倉堰で荒れている田んぼ、また前に作っていた方々が返された田んぼ等ありまして、そこをちょっと紹介したらぜひ作りたいということで話をしていただけでした。横倉地籍の中でも以前からしていらっしゃるんですが、ちゃんと管理しながらしているもので、問題ないと思います。あと、麦も去年から作りたいということで話があって、じゃということで紹介した次第で問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。それでは、2番の案件から、質問のある方は。

佐藤委員 ○○さん、一応沓野でも自分の持っている土地でやってこられたんだけど、無農薬だとかでやっていらしたけれども、田んぼどうですか。夜間瀬の田んぼ。

齊藤委員 体力もあって、無農薬というか、そういう感じで、言ってみればうらやましいところもあるんだけど、鍛えてられるんで、従業員の方も一生懸命やられているもので、他地区等のほうの田んぼ見たら草だらけでもう見ていられなかったんだけど、横倉のほうの田んぼはそれなりに酒米取れています。それは、もう目で確認しましたので大丈夫です。

佐藤委員 ありがとうございます。

議 長 ほかに質問のある方。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
3番の案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
4番の案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

5番の案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

6番の案件に入ります。6番の案件、私が補足説明をいたします。
〇〇〇〇〇さんなんですけれども、今年度から推進員ということでご協力いただいております。〇〇〇さんなんですけれども、高齢ということで、何年も前から〇〇〇さんが作物を作っているわけなんですけれども、今まではプルーンを作っていたんですけれども、これからまたプラムに切り替えて栽培をされるそうです。再設定なんですけれども、頑張って農業をやっていますので、よろしく願いいたします。
それでは、6番の案件について。

藤浦委員 ブルーベリー。

議 長 ごめんなさい。ここでブルーベリーとなっているんですけれども、これからプラムに切り替えて栽培するそうです。すみませんでした。

藤浦委員 ブルーベリーに専念されるんですか。

議 長 今まではブルーベリーを作っていたんですけれども、ここで切り替えてプラムを栽培されるそうです。
この案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。
交互に確認することをお願いいたします。可決ということで。
7番の案件について、補足説明をお願いいたします。湯本浩議員、お願いいたします。

湯本浩委員 再設定の設置ということで、引き続き田んぼを作られるということで、しっかりやっておられますので問題ないと思います。よろしく願いします。

議 長 ありがとうございました。7番の案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。
8番の案件について、湯本貴文委員、補足説明をお願いいたします。

湯本貴文委員 〇〇〇〇〇さんの住所が〇〇となっておりますが、以前は〇〇に住んでおられて、〇〇〇〇さんと親戚ということだったんですが、〇〇〇さんのほうが〇〇に引っ越されるということで、耕作もできなくなるということで、〇〇さんがその畑を自分で棚を立ててブドウを始めてやっているということでもあります。また、再設定ということでもありますので、問題ないかと思っておりますので、よろしく願いします。

議 長 ありがとうございました。この案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

9番の案件について、下田健志委員、補足説明をお願いいたします。

下田健志委員 ○○○○さんは、現在○○○ということで、今年の1月に○○の○○○○○というところで農業を勉強されて、こちらのほうの農地、隣の部分の○○○○○さん、これお父さん亡くなられて、○○○さんという奥さんの名前なんですけれども、こちらのほう、前に○○○○○○○さんという方の桃も先にお借りしているということをお聞きしています。また、こちらのほうで農業をやるということなんですけれども、JAの桃部会、リンゴ部会もお入りいただいているということで、その仲間の中でまた真剣にやっついこうとしている方なので、今後二世として応援していければいいかなというふうに思っています。そんなところです。よろしく願います。

議 長 ありがとうございます。9番の案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
10番、11番の案件について、湯本久万委員、補足説明をお願いいたします。

湯本久万委員 先ほどと同じ○○○○○さんです。農地を所有されている○○○○○さんと○○○○○さんの畑ですが、昨年まで違う方が作られていたんですが、その方が忙しくて作られなくなって、以前作られていた方と○○○さんが以前から知り合いで、その畑を引き継ぐ形で今年から作りたいということなので、よろしく願います。

議 長 11番の案件もじゃ続けて。

湯本久万委員 同じです。両方とも、2か所とも同じ方が作られていて、2か所ともやめられるということで、そのやめられる方から紹介されて作りたいということなので、よろしく願います。

議 長 10番の案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
続きまして、11番の案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
12番の案件について、補足説明を小古井委員、お願いいたします。

小古井委員 ○さんですけれども、近所でプラムと花をやっていらっしゃる方で、毎日のように畑を見るところで、見させてもらおうと荒れているようなことが一度もないようなとても几帳面な方で、全然問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。この案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
13番の案件について、補足説明を下田健志委員、お願いいたします。

18番の案件について、福井委員、補足説明をお願いいたします。

福井委員 ○○○さんは○○○○○○○○で○○さんとも付き合いも長く、トラブルもなく問題は無いと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。この案件について、質問がある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

19番の案件ですけれども、私のほうから補足説明をさせていただきます。

○○○○さんなんですけれども、仕事を2年ほど前にお辞めになったわけですけれども、農業のほうは今のところやる気はないということで、○○○○さんが畑をお借りして野菜を作っているわけですけれども、再設定で農地のほうも栽培されているので間違いないと思いますので、よろしくをお願いいたします。

19番の案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

20番の案件について、私のほうから補足説明をさせていただきます。

○○○さんですけれども、高齢ということで農業を続けていくことはちょっとできないということで、○○○○さんがそこを借り受けて桃を栽培しております。再設定ですので、農地のほうもきれいに栽培されているので間違いないと思いますので、よろしくをお願いいたします。

この案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)

ありがとうございます。それでは、採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

以上をもちまして議事のほうは終了いたします。ご苦労さまでした。

会長代理 山本会長、進行ありがとうございました。

<その他> 令和5年度新規就農者調査について
農地パトロールのタブレット講習について
国県補助金の考え方について
当面の日程について

会長代理 ありがとうございます。時間もないようですので、それでは、以上で第5回山ノ内町農業委員会定例総会を終了とさせていただきます。どうもご苦労さまでした。ありがとうございました。

閉会 午後 5時15分

上記の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名委員

署名委員
